

令和5年12月27日招集

12月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度12月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年12月27日(水) 午後2時30分から午後3時3分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (31人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一		9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明		3番 鈴木健二
	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一		12番 武田要一郎

4 欠席委員 (5名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第49号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第50号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第51号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第52号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第53号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第54号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦
南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度12月定例総会を開会いたします。</p>
<p>14:30</p>	<p>本日、8番 平野榮治委員、24番 吉田浩委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p>
	<p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
	<p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>【あいさつ】</p>
	<p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は22番 草野伸一委員、23番 増井勝委員 をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第54号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p>
	<p>議案第49号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p>
	<p>議案第50号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p>
	<p>議案第51号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、</p>
	<p>一括して議題に供させていただきます。</p>
	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p>

	<p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第54号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で4件、中央地区で1件、秋葉区で1件、南区で4件、西区で3件、西蒲区で8件の計21件です。</p> <p>次に議案第49号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、西蒲区のみで1件です。</p> <p>次に議案第50号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で4件、西蒲区で2件の計6件です。</p> <p>次に議案第51号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が西蒲区のみで1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は29件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の4件は、去る12月25日に審査を行いました。</p> <p>農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、贈与によって、「北2号」は売買によって農地を取得するものです。</p> <p>いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「北3号」は贈与によって農地を取得するものです。</p> <p>譲受人に経営移譲するため、所有権を移転するものです。</p> <p>「北4号」は農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p>
議 長（会長）	<p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p>

<p>中央地区部会長</p>	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の5件は、去る12月25日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第54号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第50号農地法第5条許可申請についてです。10ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、賃借権を設定し、露天資材置場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は高速道路の耐震補強工事を請け負い、申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、農用地ですが、一時的な使用のため例外的に許可できるもので、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>「中2号」は、売買により、個人住宅敷地に転用するものです。転用者は、居住している共同住宅が手狭になり、申請にいたしました。</p> <p>「中3号」は、売買により、露天駐車場敷地に転用するものです。転用者は、営業車両等の駐車場が手狭になり、申請にいたしました。</p> <p>「中4号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、居住している共同住宅が手狭になり、申請にいたしました。</p> <p>「中2号」から「中4号」の農地区分はいずれも第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、第5条許可申請4件について、いずれも問題ないと判断しました。中央地区部会の報告は以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p>

秋葉区部会長	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の1件を、25日に審査いたしました。</p> <p>議案第54号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>本件は所有者申し入れによる経営規模縮小を目的とした売買です。</p> <p>本件について区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>
南区部会長	<p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は4件で、去る12月25日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第54号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南2号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南3号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南4号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>
西区部会長	<p>西区部会長の高井でございます。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>西蒲区部会長 職務代理者</p>	<p>12月25日に開催した西区部会での審査報告をいたします。 議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>議案第54号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号から3号」は、農地を売買によって取得するものです。 譲渡人の労力不足や譲受人の経営規模拡大のため、それぞれ所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件については、いずれも問題ないと判断しました。 報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長職務代理の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の12件は、去る12月25日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第54号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。 議案書7ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、「蒲2号」は、お互いに農地の効率的な利用を図るため、交換により所有権移転するものです。</p> <p>「蒲3号」は、同一経営体内での贈与による所有権移転です。</p> <p>「蒲4号」は、農業資産の処分を考えていた譲渡人からの申し出により、売買によって所有権移転するものです。</p> <p>「蒲5号」、「蒲6号」は、お互いの農地の利用実態に合わせるため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>「蒲7号」、「蒲8号」は、譲渡人からの申し出により、贈与によって所有権移転するものです。</p> <p>次に、議案第49号 農地法第4条許可申請についてです。議案書9ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、農業用格納庫建築敷地に転用するものです。 転用者は、農業用施設が無く不便であったため、申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、排水計画も整っており周辺農地に影響のない計画となっています。</p>
---------------------------------------	--

	<p>次に、議案第 50 号 農地法第 5 条許可申請についてです。 議案書 11 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、実家の近くに移り住むため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第 1 種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>「蒲 2 号」は、売買により、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、家族及び来客用の駐車場が足りないことから、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第 3 種農地で、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>次に、議案第 51 号 事業計画変更承認申請についてです。 議案書 12 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、当初計画者が、平成 7 年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施には至りませんでした。この度、承継者が個人住宅を建築するにあたり、申請地が計画上必要となるため申請にいたしました。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 8 件、第 4 条許可申請 1 件、第 5 条許可申請 2 件、事業計画変更承認申請 1 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>議長（会長） ありがとうございます。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長（会長） 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 5 4 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p>
--	--

<p>議 長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 9 ページ、議案第 49 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 10 ページ、議案第 50 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 12 ページ、議案第 51 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊 1 の議案第 52 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊 2 の議案第 53 号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

農政振興係長

農政振興係の和田です。議案第52号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。

最初に、議案の取り下げについて説明します。本日机上に配布させていただいた、正誤表をご覧ください。

資料別冊1の43ページ、所有権移転の売買、中9号について、抵当権の解除手続きが遅れたため、57ページ、新規の利用権設定、南13号について、所有権移転の手続きを行うことになったため、89ページ、所有権移転の売買、蒲7号について、申出後に所有者が亡くなったため、それぞれ取り下げ書の提出がありましたので、当該案件を正誤表のとおり取り下げます。

それに伴う地区別実績表の差し替え用の資料も机上に配布させていただきましたので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。

それでは、お手元の資料別冊「新潟市農用地利用集積計画の決定について」と差し替え用資料をご覧ください。

お手元の資料別冊1をご覧ください。

初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。

差し替え用資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年12月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区26件、中央地区16件、秋葉区15件、南区20件、西区14件、西蒲区22件、合計で件数113件、面積730,537㎡です。

次に、所有権移転の売買について、北区1件、中央地区9件、秋葉区2件、南区3件、西区2件、西蒲区8件、合計で件数25件、面積94,706㎡です。

次に、所有権移転の交換について、西蒲区4件、面積8,038㎡です。

続いて2ページ、利用権の更新について、北区93件、中央地区38件、秋葉区31件、南区53件、西区30件、西蒲区1件、合計で件数246件、面積1,483,050㎡です。

詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。

新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから90ページのとおりで。

次に、利用権の移転については91ページのとおりです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。92ページ、令和5年12月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区8件、中央地区8件、秋葉区2件、南区24件、西区20件、西蒲区776件、合計で件数838件、面積3,027,963㎡です。

件数の多い西蒲区につきましては、柘形地区において地域集積の取り組みがありました。

詳細につきましては二枚めくっていただいて、95ページから264ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、265ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和6年1月16日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。

引き続き、議案第53号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料の表紙をめくっていただきまして1ページから8ページのとおり、北区3件、中央地区3件、秋葉区15件、南区4件、西区1件、西蒲区4件について移転の申出がありました。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から12月8日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、9ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年2月27日

議 長（会長）	<p>からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第52号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>それでは、別冊1の議案第52号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長（会長）	<p>次に、別冊2の議案第53号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
議 長（会長）	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>11月定例総会の際に南区の平原委員から質問のありました強化法案件、北区更新37号の物納の数量については90kgでした。</p> <p>ご報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長（会長） 15:03</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和5年度12月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
